

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	2236 伊賀国庁跡保存管理計画策定事業	会計	01	一般会計
		款	10	教育費
		項	05	社会教育費
基本施策	36 歴史や文化を守り、未来へと引き継ぐ	目	02	文化財保護費
		細目	437	文化財保存整備事業
行革大綱の重点事項番号		細々目	56	伊賀国庁跡保存管理計画策定
担当部課	コード	450400	担当者氏名	福田典明
	名称	生涯学習課		連絡先

**事務事業の概要(Plan)**

【全体事業計画】	
対象(誰を、何を)	伊賀国庁跡 ※対象件数
成果(どうする)	史跡としての価値を明らかにし、今後の適正な保存管理の施策等を市民に示すことができる。
根拠法令・要綱等	文化財保護法、三重県文化財保護条例、伊賀市文化財保護条例
開始年度	平成 22 年度
終了年度	平成 23 年度
関連事業	伊賀国庁跡公有化事業
事業概要	史跡地およびその周辺の地形測量を行い、その結果をもとにして有識者、市民の代表の意見を聞きつつ、伊賀国庁跡の適正な保存管理を行っていくうえでの基本方針を策定する。

**整備内容**(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

**運営体制**(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体	
2 配置(予定)人員	人
3 年間運営費(見込)	千円
4 年間収入(見込)	千円
5 市内の類似施設	

**【検証指標】**

活動指標	指標名	単位	現状値		目標値	
			H21	H22	H23	H24
	検討委員会	回		1	2	

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	現状値			
				H21	H22	H23	H24
	保存管理計画の策定	史跡を適正に保護・活用する保存管理の基本計画の策定	%		30	100	

**【投入コスト】**

投入コスト	H22 所要額		H23 所要額		H24 所要額		H25 所要額	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
直接事業費計 (A)		3,000	2,000					
Aの財源内訳	国庫支出金	1,500	1,000					
	県支出金	210	0					
	地方債							
	その他	0	0					
	一般財源	1,290	1,000	0	0			
事業投入人件費 (B)		0.1人 720	0.1人 720	1人 0	1人 0			
フルコスト(A)+(B)		3,720	2,720	0	0			

**【事務事業企画の背景、状況変化見通し、市民意見等】**

この事務事業を新たに企画した背景は何か？	伊賀国庁跡が新たに史跡に指定され、公有化事業が開始されるなかで、史跡地を適正に管理していく基本方針の策定が求められる。
この事務事業を取り巻く状況(対象や根拠法令等)は、今後どのように変化していくか？(見通し)	
この事務事業に対して関係者からどのような意見や要望が寄せられているか？	史跡地周辺の住民より、指定域が公有化された場合に適切な管理を行うようにとの要望が出されている。
本事務事業は、どのような状態になれば完了とみなす(休止・廃止となる)か？また、その目安はおおよそ何年後か？	保存管理計画の策定。2年後。

**【事前評価】**

該当項目に○をつけてください。		【特記事項】
必要性	法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業	
	個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業	
	特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業	
	市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業	史跡は国民固有の財産として、将来にわたって保護していく責務がある。
	市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業	
有効性	国や県、民間が同様のサービスを提供している事業	
	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事務事業	
	民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業	
	受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業	○
	事務事業を実施しない場合の市民への影響は大きい。	【根拠】
効率性	基本施策の目的を実現するために事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。	○ 【根拠】 保存管理計画が今後の伊賀国庁跡の整備・活用を実施するうえでの基本方針となる。
	社会経済情勢・市民ニーズなどから、緊急性は高い。	○ 【直ちに着手・実施しなければならない(先延ばしできない)理由】 22年度から公有化事業も開始され、来年度より市有地である史跡地の管理が必要となる。
	事務事業の対象・成果の設定は妥当である。	【根拠】
	事業費や整備後の管理経費の算定にあたって、コスト削減策を考えている。また、将来のコスト増要因について対策を考えている。	○ 【具体的内容】 整備後の維持管理のコスト削減を見通した保存管理の計画を策定する。
	受益と負担の公平性が考慮されている。	【根拠】
【比較検討結果】	本事務事業と類似の目的・手段をもつ事業がある。	【事業名称 今後どのように連携して成果向上を図るか】
	本事務事業の企画に際して、代替案を検討した。	【比較検討結果】
	本事務事業の実施にあたって、廃止又は統合する事業がある。	【事業名及び削減される一般財源額】
	コストに見合った効果が見込める。	【根拠】
	将来的に民間等への移管が可能である。	【いづごろ】

担当課長氏名	事業実施に対する担当課長の意見
楨田ちえみ	平成21年7月23日に国史跡に指定された「伊賀国庁跡」について、貴重な文化財を地域の財産として後世に伝えるため保護・保存に努めるため必要です。